

行政財産である漁港施設に係る民間事業者への貸付け

1 制度の趣旨・概要

公用又は公共用に供する行政財産である漁港施設（用地を含む。）は、国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項の規定により、原則として貸付けが禁止されているが、漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2に特例が設けられており、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）で定められている要件等を満たせば、施行規則で定められている特定漁港施設を漁港管理者が認定した民間事業者等に貸し付けることが可能となっている。

この特定漁港施設の貸付制度は、民間事業者の資金、経営ノウハウ等の能力を活用した漁港機能の高度化を目的として平成16年に特区制度により創設され、平成19年に全国展開されたものである。その後、平成31年及び令和6年の施行規則の改正により、貸付制度の対象となる漁港の規模要件の緩和と対象となる漁港施設の追加が実施された。

2 貸付けの対象となる特定漁港施設（施行規則第22条）

- ①係留施設
- ②輸送施設
- ③漁船修理場
- ④増殖及び養殖用施設
- ⑤漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設
- ⑥漁港保管施設（船舶保管施設及び発電施設に限る。）
- ⑦①～⑥の施設の機能を確保するための護岸
- ⑧①～⑦の施設の敷地

3 主な要件（施行規則第21条、第24条）

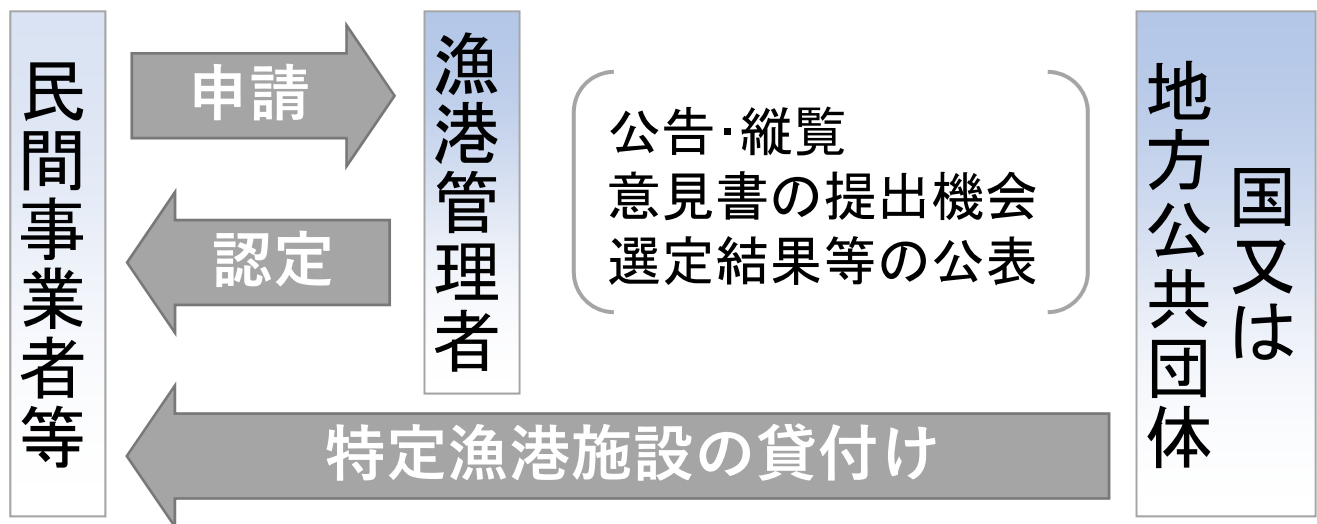
- ①取り扱う水産物の数量が年間100トン（増殖及び養殖用施設の運営にあつては零トン）以上の漁港であること。
- ②事業者は、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。また、特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。
- ③特定漁港施設の運営の事業が、当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷、販売その他の流通に係る業務の効率化、漁船の修理の方法の改善、増殖若しくは養殖の推進、船舶の保管の方法の改善又は効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化に特に資すること。
- ④漁港の利用を阻害しないこと。
- ⑤漁港の保全に支障を及ぼさないこと。

等

特定漁港施設の貸付制度

○ 民間事業者等からの申請に基づき漁港管理者が認定した当該民間事業者等が、特定漁港施設の運営の事業を行い、漁港施設の高度化を図る場合には、行政財産である漁港施設の貸付けが可能。

【手続きフロー】



特定漁港施設の貸付事例（千葉県片貝漁港）



- ・貸付先：アイスマン株式会社
- ・貸付物件：製氷、冷凍及び冷蔵施設用地 496.77㎡(補助用地)
岸壁 14.07㎡
- ・使用目的：製氷施設の設置
- ・貸付期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日(3年更新)
(平成27年1月1日から貸付け、平成56年9月1日まで更新可)
- ・使用上の制限、権利譲渡等の禁止、契約の解除等の条項を付して賃貸借契約を締結